

令和 5 年 12 月 7 日

令和 5 年広島県議会 12 月定例会議案 (その 2)

広 島 県

## 令和五年広島県議会十二月定例会議案目次（その二）

県第九十七号	広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例	一
県第九十八号	広島県手数料条例の一部を改正する条例	五
県第九十九号	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例	七
県第 百 号	広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例及び広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	一二
県第百一号	工事請負契約の締結について	二二
県第百二号	工事請負契約の締結について	二四
県第百三号	工事請負契約の締結について	二六
県第百四号	工事請負契約の締結について	二八
県第百五号	工事請負契約の変更について	三〇
県第百六号	権利の放棄について	三二
県第百七号	公の施設の指定管理者の指定について	三五
県第百八号	公の施設の指定管理者の指定について	三七
県第百九号	公の施設の指定管理者の指定について	三九
県第百十号	公の施設の指定管理者の指定について	四一
県第百十一号	公の施設の指定管理者の指定について	四三
県第百十二号	公の施設の指定管理者の指定について	四五
県第百十三号	公の施設の指定管理者の指定について	四七
県第百十四号	公の施設の指定管理者の指定について	四九
県第百十五号	総合行政通信網再編整備事業の費用の一部の負担を受益市町に求めることについて	五一
県第百十六号	当せん金付証券の発売総額について	五三

## 県第九十七号議案

広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例案を次のように提出する。

令和五年十二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に 基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する 条例案

#### 広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に 基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する 条例

##### (目的)

第一条 この条例は、広島県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に対して県が有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の円滑な事業の再生の促進及び債務の整理を図り、もって地域経済の振興に資することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者等 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）第二十条第四項に規定する中小企業者等をいう。
- 二 求償権 保証協会が信用保証協会法第八条第一項の業務方法書に従い中小企業者等に対する融資に係る債務の保証をした場合において、その保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権をいう。
- 三 求償権の放棄等 保証協会が行う求償権の放棄、不等価譲渡（求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。）又は資本的劣後債権への転換をいう。
- 四 損失補償契約 県と保証協会との間の契約であつて、保証協会が保証債務を履行した際に生じた損失に対して県が補償を行うことを定めたものをいう。
- 五 回収納付金 保証協会が、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち県に納付しなければならぬものをいう。

##### (回収納付金を受け取る権利の放棄)

第三条 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等を行おうとする場合には、あらかじめ知事に申し出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申出があつた場合において、当該債権の放棄等が、次の各号のいずれかの計画、要請又は申込みに基づくものであり、かつ、中小企業者等の円滑な事業の再生の促進又は債務の整理により、地域経済の振興に資すると認めるときは、当該債権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。
- 一 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援に基づき策定された事業の再生に関する計画
  - 二 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第三条第一項の規定により行われた特定調停手続による調停（同法第十七条第一項に規定する調停条項を定めたものを除く。）又は民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十七条の決定（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第二十条の規定により同法第十七条第二項に規定する内容が定められているものに限る。）に基づき策定された事業の再生に関する計画又は債務の弁済に関する計画
  - 三 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項の規定により株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業の再生に関する計画
  - 四 株式会社地域経済活性化支援機構法第三十二条の二第三項に規定する特定支援決定を受けた中小企業者等の事業の再生に関する計画又は当該特定支援決定を受けた中小企業者等の債務の弁済に関する計画
  - 五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十条第四項の規定により、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業の再生に関する計画
  - 六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興相談センターが同項に規定する産業復興機構に対して行う債権買取り（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令（平成二十四年経済産業省令第十一号）第二条第四号イに規定する債権買取りをいう。）の要請
  - 七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十一項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画
  - 八 産業競争力強化法第百三十五条第一項の中小企業再生支援協議会が同条第五項の規定に基づき決定した事項等に従い同法第百三十四条第二項に規定する認定支援機関が行う支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
  - 九 産業競争力強化法第百四十条第一号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
  - 十 産業競争力強化法第百四十条第二号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機

構が行う同法第百三十四条第二項第一号の指導又は助言に基づき策定された事業の再生に関する計画

十一 私的整理に関するガイドラインとして規則で定めるものに基づき策定された事業の再生に関する計画又は債務の弁済に関する計画

十二 知事が認めるガイドラインとして規則で定めるものに基づき、株式会社整理回収機構が実施する債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第一項に規定する特定金銭債権に対する買取り、管理又は回収の受託に関する申込み

十三 その他前各号に準ずるもので、知事が必要と認めるもの  
（報告）

第四条 知事は、前条第二項の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

中小企業者等の円滑な事業再生等に必要な権利の放棄を迅速に行うことにより、地域経済の振興に資することを目的として、必要な事項を定めるため、この条例案を提出する。

県第九十八号議案

広島県手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年十二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県手数料条例の一部を改正する条例案  
 広島県手数料条例の一部を改正する条例

広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第二条関係）	法律名	事務の区分	手数料の名称	別表（第二条関係）	法律名	事務の区分	手数料の名称
	液化石油ガス	法第三十七条の三第	貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査手数料		液化石油ガス	法第三十七条の三第	貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査手数料
			金額				金額
			三、〇〇〇円				三、〇〇〇円
			貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第二十条第一項若しくは第三項又は第三十九条の二十二第一項の規定による完成検査を受け、又は自ら行い、同法第八条第一号の技術上の基準に適合している液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じた額に、五、八〇〇円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じた額を加えた額				三、〇〇〇円
			（略）				（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

高圧ガス保安法の一部が改正されたことに伴い、貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査手数料における完成検査合格施設の対象に、認定高度保安実施者制度に係る規定を加えるため、この条例案を提出する。



県第九十九号議案

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年十二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例  
の一部を改正する条例案  
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例  
の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条（略）	事務	第二条（略）	事務
七 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下この号において「法」という。）及び医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号。以下この号において「政令」という。）及び医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの（19）から71）まで、70）及び71）に規定するものについては、行う事業が主たる事務所の所在する市の区域を越えない医療法人に係る事務に限る。）	市町	七 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下この号において「法」という。）及び医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号。以下この号において「政令」という。）及び医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの（19）から67）まで、68）及び69）に規定するものについては、行う事業が主たる事務所の所在する市の区域を越えない医療法人に係る事務に限る。）	市町
(1) 57) (略)	(8) から15)まで、18) から67)まで及び69) から71)までに掲げる事務に限り、福山市については(3)から(5)まで、(8)に掲げる事務のうち省令第二十四条の二に規定するエックス線装置に係る	(1) 57) (略)	(8) から15)まで、18) から65)まで及び67) から69)までに掲げる事務に限り、福山市については(3)から(5)まで、(8)に掲げる事務のうち省令第二十四条の二に規定するエックス線装置に係る
(58) 59) 規定による報告の受付	(58) 59) 規定による報告の受付	(58) 69) (略)	(58) 69) (略)
(60) 71) (略)	(60) 71) (略)	(60) 71) (略)	(60) 71) (略)

<p>三十五 (略)          第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、          第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、          第三号の二(1)及び(7)、第三号の          三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第          四号の三(5)から(7)まで、第四号          の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、          第四号の六(7)、第五号(7)、第六          号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、          (16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(63)、第          八号の三(80)、第八号の四(4)及び          (9)、第八号の六(9)、第八号の七          (8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二          (2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、          (36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第</p>	<p>(55) (76) (略)</p> <p>(54) 法第三十九条の二十三の規          定による認定高度保安実施者          に対する危害予防規程の提出          の要求</p> <p>(53) 項の規定による認定高度保安          実施者の変更の工事又は製造          の方法の変更の届出の受付</p> <p>(1) (52) (略)</p> <p>十 高圧ガス保安法（昭和二十六          年法律第二百四号。以下この号          において「法」という。）、冷          凍保安規則（昭和四十一年通商          産業省令第五十一号。以下この          号において「冷凍規則」という。          ）、液化石油ガス保安規則（昭          和四十一年通商産業省令第五十          二号。以下この号において「液          石規則」という。）及び一般高          圧ガス保安規則（昭和四十一年          通商産業省令第五十三号。以下          この号において「一般規則」と          いう。）に基づく事務のうち、          次に掲げるもの（(1)から(10)まで、          (19)から(21)まで、(28)、(37)から(64)ま          で、(69)、(71)から(73)まで、(75)及び          (76)の事務については、コンビナ          ート等保安規則（昭和六十一年          通商産業省令第八十八号。以下          この号において「コンビ規則」          という。）第二条第一項第二十          二号に規定する特定製造事業所          （以下この号において「特定製          造事業所」という。）に係る事          務を除く。）</p>	<p>もの、(9)、(14)及び          (69)に掲げる事務に          限る。）</p>
<p>三十五 (略)          第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、          第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、          第三号の二(1)及び(7)、第三号の          三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第          四号の三(5)から(7)まで、第四号          の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、          第四号の六(7)、第五号(7)、第六          号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、          (16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第          八号の三(80)、第八号の四(4)及び          (9)、第八号の六(9)、第八号の七          (8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二          (2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、          (36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第</p>	<p>(53) (74) (略)</p> <p>(1) (52) (略)</p> <p>十 高圧ガス保安法（昭和二十六          年法律第二百四号。以下この号          において「法」という。）、冷          凍保安規則（昭和四十一年通商          産業省令第五十一号。以下この          号において「冷凍規則」という。          ）、液化石油ガス保安規則（昭          和四十一年通商産業省令第五十          二号。以下この号において「液          石規則」という。）及び一般高          圧ガス保安規則（昭和四十一年          通商産業省令第五十三号。以下          この号において「一般規則」と          いう。）に基づく事務のうち、          次に掲げるもの（(1)から(10)まで、          (19)から(21)まで、(28)、(37)から(62)ま          で、(67)、(69)から(71)まで、(73)及び          (74)の事務については、コンビナ          ート等保安規則（昭和六十一年          通商産業省令第八十八号。以下          この号において「コンビ規則」          という。）第二条第一項第二十          二号に規定する特定製造事業所          （以下この号において「特定製          造事業所」という。）に係る事          務を除く。）</p>	<p>もの、(9)、(14)及び          (67)に掲げる事務に          限る。）</p>

<p>三 (医療法関係) (略)</p> <p>(3) 法第四十二条の二第一項、</p>	<p>事務</p>	<p>第三条 (略)</p>	<p>九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)（勧告を除く。）、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(16)まで、第十六号の二(5)から(7)まで及び(14)、第十六号の二の二(20)から(22)まで、(31)、(48)から(50)まで及び(59)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、(32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36)（勧告を除く。）、(42)及び(43)、第二十二号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二の二(1)及び(2)、第二十一号の四の二(13)及び(16)、第二十二号の二(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>
<p>三 (医療法関係) (略)</p> <p>(3) 法第四十二条の二第一項、</p>	<p>事務</p>	<p>第三条 (略)</p>	<p>九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)（勧告を除く。）、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(16)まで、第十六号の二(5)から(7)まで及び(14)、第十六号の二の二(20)から(22)まで、(31)、(48)から(50)まで及び(59)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、(32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36)（勧告を除く。）、(42)及び(43)、第二十二号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二の二(1)及び(2)、第二十一号の四の二(13)及び(16)、第二十二号の二(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>
	<p>市町</p>		<p>(略)</p>
	<p>市町</p>		<p>(略)</p>

<p>(4) (5) (略)</p>	<p>法第四十二条の三第一項、法第四十四条第一項及び第三項、法第四十六条の五第一項ただし書、法第四十六条の五第六項ただし書、法第四十六条の五の三第二項、法第四十六条の六第一項ただし書、法第四十六条の八第四号、法第五十二条第一項、法第五十四条の九第三項及び第五項、法第五十五条第六項及び第八項、法第五十六条の六、法第五十六条の十一、法第五十八条の二第四項、法第五十九条の二において準用する法第五十八条の二第四項、法第六十条の三第四項、法第六十一条の三において準用する法第六十条の三第四項並びに法第六十九条の二第二項の規定による社会医療法人に関する認定並びに医療法人に関する認可並びに届出、申請及び報告の受付（法第五十二条第一項の規定による届出について省令第三十三条の二の十二第一項第一号に規定する方法及び法第六十九条の二第二項の規定による報告について省令第三十八条の五第一項第一号に規定する方法により行われるものを除く。）</p>
	<p>(略)</p>
<p>(4) (5) (略)</p>	<p>法第四十二条の三第一項、法第四十四条第一項及び第三項、法第四十六条の五第一項ただし書、法第四十六条の五第六項ただし書、法第四十六条の五の三第二項、法第四十六条の六第一項ただし書、法第四十六条の八第四号、法第五十二条第一項、法第五十四条の九第三項及び第五項、法第五十五条第六項及び第八項、法第五十六条の六、法第五十六条の十一、法第五十八条の二第四項、法第五十九条の二において準用する法第五十八条の二第四項、法第六十条の三第四項並びに法第六十一条の三において準用する法第六十条の三第四項の規定による社会医療法人に関する認定並びに医療法人に関する認可並びに届出及び申請の受付</p>
	<p>(略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、この条例案を提出する。

県第百号議案

広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例及び広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年十二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県立障害者リハビリテーションセンター設置  
及び管理条例及び広島県立障害者療育支援センター  
設置及び管理条例の一部を改正する条例案  
広島県立障害者リハビリテーションセンター設置  
及び管理条例及び広島県立障害者療育支援センター  
設置及び管理条例の一部を改正する条例

(広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正)

第一条 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

広島県立総合リハビリテーションセンター設置及び管理条例

広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例

(設置)

(設置)

第一条 障害者に対する医療、訓練その他の更生援護を行う等、その福祉の増進を図るため、広島県立総合リハビリテーションセンター(以下「リハビリテーションセンター」という。)を設置する。

第一条 障害者に対する医療、訓練その他の更生援護を行う等、その福祉の増進を図るため、広島県立障害者リハビリテーションセンター(以下「リハビリテーションセンター」という。)を設置する。

(施設及び業務)  
第三条 (略)

(施設及び業務)  
第三条 (略)

施設 (略)	業務 (略)
一 若草園	1 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設として、肢体不自由児を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。
二 若草園	2 (略)
三 (略)	(略)

施設 (略)	業務 (略)
一 若草園	1 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設及び同法第四十三条第一号に規定する医療型児童発達支援センターとして、肢体不自由児を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。
二 若草園	2 (略)
三 (略)	(略)

四 わかば療 育園	1 児童福祉法第四十二条第一号に規定する医療型障害児入所施設として、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活における基本的な動作の支援を行うこと。 2 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している十八歳以上の者に対し、障害者総合支援法第五条第六項に規定する療養介護を行うこと。
五 児童発達 支援センタ ー	児童福祉法第四十三条第一号に規定する医療型児童発達支援センターとして肢体不自由児を治療するとともに、児童発達支援を提供し、家族等関係者に対し、相談その他必要な援助を行うこと。
六 (略)	(略)
七 (略)	(略)

2  
(略)

(利用料金等の納付等)  
第九条 医療センターを利用する者、若草園、若草療育園、わかば療育園又は児童発達支援センターを利用する者(児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により入所する者を除く。以下同じ。)及びあけぼのを利用する者(身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により入所する者を除く。以下同じ。)は、別表第一に定める利用料金又は別表第四に定める手数料を納付しなければならない。ただし、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)別表第一第六号に掲げる療養、医療若しくは施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等(これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。)に該当しないものに係る診療料及び食事療養料については、別表第一(備考一を除く。)の規定にかかわらず、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところ(以下「療養費用算定方法」という。)及び同法第八十五条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準(以下「食事療養費用算定基準」という。)に定めるところにより算定した額に百分の百十を乗じて得た額とする。

2  
1-4  
(略)

例 (指定管理者の指定を取り消した場合等の特  
第十八条の二 (略)

2 知事は、前項の規定によりリハビリテーシ

四 (略)	(略)
五 (略)	(略)

2  
(略)

(利用料金等の納付等)  
第九条 医療センターを利用する者、若草園又は若草療育園を利用する者(児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により入所する者を除く。以下同じ。)及びあけぼのを利用する者(身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により入所する者を除く。以下同じ。)は、別表第一に定める利用料金又は別表第四に定める手数料を納付しなければならない。ただし、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)別表第一第六号に掲げる療養、医療若しくは施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等(これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。)に該当しないものに係る診療料及び食事療養料については、別表第一(備考一を除く。)の規定にかかわらず、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところ(以下「療養費用算定方法」という。)及び同法第八十五条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準(以下「食事療養費用算定基準」という。)に定めるところにより算定した額に百分の百十を乗じて得た額とする。

2  
1-4  
(略)

例 (指定管理者の指定を取り消した場合等の特  
第十八条の二 (略)

2 知事は、前項の規定によりリハビリテーシ

ヨンセンターの管理を行う場合においては、医療センターを利用する者、若草園、若草療育園、わかば療育園又は児童発達支援センターを利用する者、あけぼのを利用する者、スポーツ交流センターを利用する者及び宿泊施設を利用する者から、使用料を徴収する。

3 (略)

別表第一(第九条関係) 医療センター、若草園、若草療育園、わかば療育園、児童発達支援センター又はあけぼのを利用する場合の利用料金

備考 (略)

ヨンセンターの管理を行う場合においては、医療センターを利用する者、若草園又は若草療育園を利用する者、あけぼのを利用する者、スポーツ交流センターを利用する者及び宿泊施設を利用する者から、使用料を徴収する。

3 (略)

別表第一(第九条関係) 医療センター、若草園、若草療育園又はあけぼのを利用する場合の利用料金

備考 (略)

別表第三(第九条関係) 宿泊施設を利用する場合の利用料金

別表第三(第九条関係) 宿泊施設を利用する場合の利用料金

区分	若草園	単位	利用料金の範囲
	(略)		
(略)	わかば療育園及び若草療育園の入所者の三親等内の親族	(略)	(略)
	(略)		
備考	(略)	(略)	(略)

区分	若草園及び若草療育園の入所者の三親等内の親族	単位	利用料金の範囲
	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		
備考	(略)	(略)	(略)

(広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例の一部改正)

第二条 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例(昭和五十六年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

広島県立松陽寮設置及び管理条例

広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例

(設置)  
第一条 障害者に対する更生援護を行う等、その福祉の増進を図るため、広島県立松陽寮(以下「松陽寮」という。)を設置する。

(設置)  
第一条 障害者及び重症心身障害児に対する訓練、治療その他の更生援護を行う等、その福祉の増進を図るため、広島県立障害者療育支援センター(以下「療育支援センター」という。)を設置する。

(位置)  
第二条 松陽寮の位置は、東広島市八本松町とする。

(位置)  
第二条 療育支援センターの位置は、東広島市八本松町とする。

(業務)

(施設及び業務)  
第三条 療育支援センターの施設は、次のとおりとする。  
一 松陽寮



第三条 松陽寮は、次の業務を行う。

一 (略)

- 二 障害者の日常生活及び更生に関する相談及び指導を行うこと。
- 三 松陽寮の宿泊施設、会議室及び研修室（以下「宿泊施設等」という。）を利用させること。

(指定管理者による管理)

第四条 松陽寮の管理は、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）の定めるところにより、知事が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- 2 (略)
- 一 前条に掲げる業務を行うこと。

- 二 (略)
- 三 松陽寮の施設及び設備の維持及び修繕に關すること。
- 四 松陽寮の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受に關すること。

五 (略)

(宿泊施設等の利用許可)

第五条 (略)

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、松陽寮の管理上必要な限度において条件を付することができる。

第六条 (利用許可の制限)  
(略)

一―三 (略)

二 わかば療育園

2 療育支援センターは、次の業務を行う。

一 (略)

- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設として、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（以下「重症心身障害児」という。）を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行うこと。
- 三 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している十八歳以上の者に対し、障害者総合支援法第五条第六項に規定する療養介護を行うこと。
- 四 障害者及び重症心身障害児の日常生活及び更生に関する相談及び指導を行うこと。
- 五 療育支援センターの宿泊施設、会議室及び研修室（以下「宿泊施設等」という。）を利用させること。

(指定管理者による管理)

第四条 療育支援センターの管理は、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）の定めるところにより、知事が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- 2 (略)
- 一 前条第二項に掲げる業務を行うこと。

- 二 わかば療育園の入院診療の承認に關すること。
- 三 (略)
- 四 療育支援センターの施設及び設備の維持及び修繕に關すること。
- 五 療育支援センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受に關すること。
- 六 療育支援センターの事務に係る手数料の徴収に關すること。
- 七 (略)

(入院診療の承認等)

第五条 わかば療育園で入院診療を受けようとする者は、規則及び指定管理者の定めるところにより、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 (略)

3 指定管理者は、第一項の承認又は前項の許可をする場合において、療育支援センターの管理上必要な限度において条件を付することができる。

第六条 (利用許可の制限)  
(略)

一―三 (略)

四 松陽寮の管理及び運営上支障があると認められるとき。

第七條 (利用料金等の納付等)  
第七條 松陽寮(宿泊施設等を除く。別表第一において同じ。)を利用する者(知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十六條第一項第二号の規定により入所する者を除く。以下同じ。)は別表第一に定める利用料金を、宿泊施設等を利用する者は指定管理者が別表第二に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める利用料金を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊施設等の利用料金は、障害児者、小学校就学の始期に達するまでの者及び奉仕活動の目的で利用する者については、徴収しない。  
3 利用料金は、利用の都度納めなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、これらを後納又は分納することができる。

第八條 (利用料金の減免)  
一 (略)

二一四 (略)

(利用料金の収入)  
第九條 松陽寮を利用する者が第七條第一項の規定により納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

四 療育支援センターの管理及び運営上支障があると認められるとき。

(利用料金等の納付等)  
第七條 松陽寮を利用する者(知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十六條第一項第二号の規定により入所する者を除く。以下同じ。)又はわかば療育園を利用する者(児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定により入所する者を除く。以下同じ。)は別表第一に定める利用料金又は別表第三に定める手数料を、宿泊施設等を利用する者は指定管理者が別表第二に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める利用料金を納付しなければならない。ただし、消費税法(昭和六十二年法律第八十号)別表第一第六号に掲げる療養、医療若しくは施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等(これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。)に該当しないものに係る診療料及び食事療養料については、別表第一(備考一を除く。)の規定にかかわらず、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六條第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところ(以下「療養費用算定方法」という。)及び同法第八十五條第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準(以下「食事療養費用算定基準」という。)に定めるところにより算定した額に百分の百十を乗じて得た額とする。  
2 前項の規定にかかわらず、宿泊施設等の利用料金は、障害者、重症心身障害児、小学校就学の始期に達するまでの者及び奉仕活動の目的で利用する者については、徴収しない。  
3 利用料金又は手数料は、利用の都度納めなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、これらを後納又は分納することができる。

第八條 (利用料金の減免)  
一 (略)

三一五 (略)

(利用料金の収入)  
第九條 療育支援センターの施設を利用する者が第七條第一項の規定により納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

(手数料の減免)  
第十條 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(利用許可の取消し等)

第十條 指定管理者は、第五條第一項の利用の許可を受けた者(以下「利用の許可を受けた者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の方法を制限することができる。

一―三 (略)

四 この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は第五條第二項の規定により付けられた条件に違反したとき。

五 (略)

2 (略)

(遵守事項)

第十一條 松陽寮においては、次の事項を遵守しなければならない。

一・二 (略)

(禁止事項)

第十二條 松陽寮においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

一―五 (略)

(入館の制限)

第十三條 指定管理者は、前二條の規定に違反するおそれのある者若しくはこれらの規定に違反した者又は他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となるおそれのある物を携行する者に対して、松陽寮への入館を拒否し、又は松陽寮から退去することを命じることができる。

(原状回復義務)

第十四條 松陽寮を利用する者は、利用を終了したとき(利用の許可を受けた者が第十條第一項の規定により利用の許可を取り消されたときを含む。)は、直ちに利用した場所を原状に復し、指定管理者の検査を受けなければならない。

第十五條 (略)

第十六條 (指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)  
知事は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、松陽寮の管理を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により松陽寮の管理を行う場合においては、松陽寮を利用する者から、使用料を徴収する。

(利用許可の取消し等)

第十一條 指定管理者は、第五條第二項の利用の許可を受けた者(以下「利用の許可を受けた者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の方法を制限することができる。

一―三 (略)

四 この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は第五條第三項の規定により付けられた条件に違反したとき。

五 (略)

2 (略)

(遵守事項)

第十二條 療育支援センターにおいては、次の事項を遵守しなければならない。

一・二 (略)

(禁止事項)

第十三條 療育支援センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

一―五 (略)

(入館の制限)

第十四條 指定管理者は、前二條の規定に違反するおそれのある者若しくはこれらの規定に違反した者又は他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となるおそれのある物を携行する者に対して、第三條に掲げる施設への入館を拒否し、又は当該施設から退去することを命じることができる。

(原状回復義務)

第十五條 療育支援センターの施設を利用する者は、施設の利用を終了したとき(利用の許可を受けた者が第十一條第一項の規定により利用の許可を取り消されたときを含む。)は、直ちに利用した施設を原状に復し、指定管理者の検査を受けなければならない。

第十六條 (略)

第十六條の二 (指定管理者の指定を取り消した場合の特例)  
知事は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、療育支援センターの管理を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により療育支援センターの管理を行う場合においては、松陽寮を利用する者又はわかば療育園を利用する者及び

3 (略)

別表第一（第七条、第八条関係）  
（松陽寮を利用する場合の利用料金）

種別		金額
一 (略)		(略)

3 (略)

宿泊施設等を利用する者から、使用料を徴収する。

別表第一（第七条、第八条関係）  
（松陽寮又はわかば療育園を利用する場合の利用料金）

種別		金額
一 診療料	後期高齢者 その他の者	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下この項において「療養費用算定基準」という。）に定めるところにより算定した額。ただし、同法第六十四条第二項第五号の規定により厚生労働大臣が定める療養に係る診療で療養費用算定基準に規定する回数を超えて受けた診療として厚生労働大臣が定める診療に係るものについては、当該額に一〇〇分の一一〇を乗じて得た額
二 食事療養料	後期高齢者 その他の者	高齢者の医療の確保に関する法律第七十四条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額 食事療養費用算定基準に定めるところにより算定した額
三 (略)	(略)	(略)
四 療養介護診療料		障害者総合支援法第五十八条第三項第一号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額
五 療養介護食事療養料		障害者総合支援法第五十八条第三項第二号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額
六 障害児施設支援助料		児童福祉法第二十四条の二第二項第一号の規定により厚生労働大臣が定める基準

三 (略)	二 (略)		

備考 この表において「食料料その他の特定費用」とは、障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用をいう。

十 (略)	九 (略)	八 障害児施設食 事療養料	七 障害児施設診 療料	に定めるところにより算定した額

備考

一 自動車(自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第二条第一項に規定する自動車をいう。)の運行(同条第二項に規定する運行をいう。)により身体を害された者で健康保険法その他の法律の規定による療養の給付(療養費の支給を含む。)を受けないものに係る診療料の額及び食事療養料の額のうち、診療料については、表の規定にかかわらず、一点の単価を十五円として、これに療養費用算定方法に定める点数を乗じて算定した額とし、食事療養料については、食事療養費用算定基準に定めるところにより算定した額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

二 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第十三条第一項の規定により療養の給付を受ける場合における診療料及び食事療養料の額は、この表及び備考一の規定にかかわらず、診療料については、一点の単価を十一円五十銭とし、これに療養費用算定方法に定める点数を乗じて算定した額とし、食事療養料については、食事療養費用算定基準に定めるところに百分の百二十を乗じて得た額とする。

三 この表において「後期高齢者」とは、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付を受けることができる者をいう。

四 この表において「食料料その他の特定費用」とは、児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住又は滞在中に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在中に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用をいう。

別表第二（第七条、第八条関係）  
（宿泊施設等を利用する場合の利用料金）

利用区分	単位		利用料金の範囲
	一人につき	松陽寮の入所者の三親等以内の親族	
（略）	（略）	（略）	（略）

備考（略）

別表第二（第七条、第八条関係）  
（宿泊施設等を利用する場合の利用料金）

利用区分	単位		利用料金の範囲
	一人につき	療育支援センターの入所者の三親等以内の親族	
（略）	（略）	（略）	（略）

備考（略）

別表第三（第七条関係）

（手数料）

種別	金額
一 委託試験検査手数料	療養費用算定方法に定めるところにより算定した額の二〇〇分の八〇に相当する額に二〇〇分の一一〇を乗じて得た額
二 健康診断料又は予防接種料	実費を基準として知事が定める額
三 文書料 特別診断書 普通診断書又は証明書	一通四、〇八〇円以内で知事が定める額 一通一、六七〇円以内で知事が定める額
四 死後措置料	六、三八〇円

附 則

この条例は、令和六年二月八日から施行する。

(提案理由)

医療及び療育体制の強化等を図るため、わかば療育園を広島県立障害者療育支援センターから広島県立障害者リハビリテーションセンターへ移転することに伴い、両センターの業務内容の整理及び名称の変更を行うため、この条例案を提出する。

## 県第百一号議案

### 工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり広島県総合行政通信網再編整備工事（衛星系）の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和五年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 広島県総合行政通信網再編整備工事（衛星系）
- 二 工事場所 広島市中区基町一〇番五二号県庁統制局外四一か所
- 三 請負金額 一、八九七、五〇〇、〇〇〇円
- 四 請負者 東京都港区芝浦三丁目九番一四号  
NECネットエスアイ株式会社
- 五 工期 議決の日の翌日から  
令和七年三月三十一日まで



(提案理由)

広島県総合行政通信網再編整備工事(衛星系)の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

## 県第百二二号議案

### 工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり県営基幹農道整備事業（農道保全）安芸灘三期地区蒲刈大橋上部工耐震補強一期工事の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和五年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 県営基幹農道整備事業（農道保全）安芸灘三期地区蒲刈大橋上部工耐震補強一期工事
- 二 工事場所 呉市下蒲刈町下島
- 三 請負金額 八七三、八四〇、〇〇〇円
- 四 請負者 堺市堺区大浜西町三番地  
株式会社 I H I インフラシステム  
東京都江東区豊洲三丁目一番一号  
株式会社 I H I インフラ建設
- 五 工期 議決の日の翌日から  
令和七年八月一日まで

(提案理由)

県営基幹農道整備事業(農道保全)安芸灘三期地区蒲刈大橋上部工耐震補強二期工事の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

## 県第百三十三号議案

### 工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり国際拠点港湾広島港出島地区荷役機械整備工事（ガントリークレーン製作据付）の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和五年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 国際拠点港湾広島港出島地区荷役機械整備工事（ガントリークレーン製作据付）
- 二 工事場所 広島市南区出島三丁目地先
- 三 請負金額 一、六一八、六五〇、〇〇〇円
- 四 請負者 東京都中央区築地五丁目六番四号  
株式会社 三井E&S
- 五 工期 議決の日の翌日から  
令和八年三月二十四日まで

(提案理由)

国際拠点港湾広島港出島地区荷役機械整備工事(ガントリークレーン製作据付)の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

## 県第四百四号議案

### 工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり広島県立黒瀬特別支援学校狭隘<sup>お</sup>化解消に係る校舎新築その他工事の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和五年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 広島県立黒瀬特別支援学校狭隘<sup>お</sup>化解消に係る校舎新築その他工事
- 二 工事場所 東広島市黒瀬町乃美尾
- 三 請負金額 一、〇二三、〇〇〇、〇〇〇円
- 四 請負者 呉市中央三丁目一二番四号  
大之木建設株式会社  
東広島市西条中央六丁目三一番三八号  
株式会社 ケーシーエル
- 五 工期 議決の日の翌日から  
令和七年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県立黒瀬特別支援学校狭隘化解消に係る校舎新築その他工事の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第百五号議案

工事請負契約の変更について

令和二年県第百二号議案により契約を締結することについて議決を得た津之郷山守線（福山西環状線）道路改良工事（R二―二工区）の請負契約の請負金額を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和五年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

	変 更 後	変 更 前
一・二 三 請負金額	円 一、九八六、八六五、一〇〇	一・二 三 請負金額
四・五 (略)		円 一、九五二、五〇〇、〇〇〇
		四・五 (略)



(提案理由)

令和二年県第百二号議案により契約を締結することについて議決を得た津之郷山守線(福山西環状線)道路改良工事(R二―二工区)の請負契約については、労務単価等の変動に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要があるため、県議会の議決を求める。

県第六十六号議案

権利の放棄について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、次  
のとおり権利を放棄することについて、県議会の議決を求める。

令和五年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 放棄する権利

消滅時効の完成、債務者の免責決定の確定等により今後徴収の見込みのない債権

二 放棄する権利の表示

区 分	調定年度	債 権 額
母子福祉資金貸付元利金	昭和五八年度	一一八、〇八九円
	昭和五九年度	二二〇、一七八円
	平成九年度	一〇五、八〇四円
	平成二〇年度	二五、三九五円
	平成二一年度	一〇一、五八〇円
	平成二二年度	一〇一、五八〇円
	平成二三年度	八四、六五〇円
	平成二五年度	一二〇、〇〇〇円
	昭和五二年度	四、一二三円
	昭和五三年度	二、五〇七円
高齢者住宅整備資金貸付違約金	昭和五四年度	八、三〇一円
	昭和五五年度	八、〇九〇円
	昭和五七年度	四四、九五二円
	平成五年度	一三、九〇〇円
	平成六年度	八二、六〇〇円
	平成七年度	七六、五〇〇円
	平成八年度	五五、六〇〇円
生活保護費戻入金及び返還金	平成一七年度	一三五、九〇〇円
	平成一八年度	一七三、五〇〇円
	平成二二年度	七六六、六七六円
県営住宅使用料	平成九年度	二三、二〇〇円

高等学校授業料	広島県高等学校等奨学金	広島県高等学校等奨学金 信制課程修学奨励金貸付元金	広島観音高等学校積立金弁償金	令和元年度	平成二〇年度	平成二九年度	平成二八年度	平成二七年度	平成二六年度	平成二五年度	平成二四年度	平成二三年度	平成二二年度	平成二一年度	平成一九年度	平成一八年度	平成一七年度	平成一六年度	平成一五年度	平成一四年度						
				七二、〇〇〇円	四六八、〇〇〇円	七二、〇〇〇円	七二、〇〇〇円	一六、二〇五、〇四二円	二五二、六三〇円	三四三、九八〇円	三〇、七三〇円	一七四、〇五〇円	五〇八、九七〇円	五七一、六九〇円	三四七、七二八円	一八、〇四〇円	一四、九二〇円	六、二六〇円	八〇円	二四、一三〇円	一六〇、三五〇円	二八三、六〇〇円	四二〇、〇〇〇円	二九八、〇〇〇円	一九、六五〇円	三九、六六〇円
平成一五年度	平成一〇年度	平成三〇年度	平成二九年度	平成一三年度	平成一六年度	平成一三年度	平成一三年度	平成一三年度	平成一三年度	平成一三年度	平成一三年度	平成一三年度	平成一三年度	平成一三年度	平成一三年度	平成一三年度	平成一三年度	平成一三年度	平成一三年度	平成一三年度	平成一三年度					
七〇、四〇〇円	七一、八〇〇円	四六八、〇〇〇円	七二、〇〇〇円	七二、〇〇〇円	一六、二〇五、〇四二円	二五二、六三〇円	三四三、九八〇円	三〇、七三〇円	一七四、〇五〇円	五〇八、九七〇円	五七一、六九〇円	三四七、七二八円	一八、〇四〇円	一四、九二〇円	六、二六〇円	八〇円	二四、一三〇円	一六〇、三五〇円	二八三、六〇〇円	四二〇、〇〇〇円	二九八、〇〇〇円	一九、六五〇円	三九、六六〇円	一〇三、九二〇円	一七八、二〇〇円	二、二一九円

(提案理由)

税外債権の徴収整理を効率的に進めるため、消滅時効の完成、債務者の免責決定の確定等により今後徴収の見込みのない債権に関し、権利を放棄することについて、県議会の議決を求める。

## 県第七七号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県立総合体育館の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和五年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 一 公の施設の名称

広島県立総合体育館

#### 二 指定管理者となる団体の名称

広島市西区観音新町二丁目一一番一二四号

公益財団法人 広島県教育事業団

#### 三 指定の期間

令和六年四月一日から

令和十一年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県立総合体育館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

## 県第百八号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県立広島国際協力センターの指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和五年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 一 公の施設の名称

広島県立広島国際協力センター

#### 二 指定管理者となる団体の名称

広島市中区中町八番一八号

公益財団法人 ひろしま国際センター

#### 三 指定の期間

令和六年四月一日から

令和十一年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県立広島国際協力センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。



## 県第百九号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり野呂山公園施設の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和五年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 一 公の施設の名称

野呂山公園施設

#### 二 指定管理者となる団体の名称

呉市川尻町板休五五〇二番三七

一般財団法人 野呂山観光開発公社

#### 三 指定の期間

令和六年四月一日から

令和十一年三月三十一日まで

(提案理由)

野呂山公園施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

## 県第百十号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり帝釈公園施設の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和五年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 一 公の施設の名称

帝釈公園施設

#### 二 指定管理者となる団体の名称

東京都台東区東上野五丁目一番五号

一般財団法人 休暇村協会

#### 三 指定の期間

令和六年四月一日から

令和十一年三月三十一日まで

(提案理由)

帝釈公園施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

## 県第百十一号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県立中央森林公園（公園センター等地區）の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和五年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 一 公の施設の名称

広島県立中央森林公園（公園センター等地區）

#### 二 指定管理者となる団体の名称

三原市本郷町上北方字用倉山一三一五番地

一般財団法人 中央森林公園協会

#### 三 指定の期間

令和六年四月一日から

令和十一年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県立中央森林公園(公園センター等地区)の指定管理者を指定することについて、  
地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

## 県第百十二号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県立広島がん高精度放射線治療センターの指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和五年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 一 公の施設の名称

広島県立広島がん高精度放射線治療センター

#### 二 指定管理者となる団体の名称

広島市東区二葉の里三―二―三

一般社団法人 広島県医師会

#### 三 指定の期間

令和六年四月一日から

令和十一年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県立広島がん高精度放射線治療センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。地



## 県第百十三号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県営鞆町鍛冶駐車場の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和五年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 一 公の施設の名称

広島県営鞆町鍛冶駐車場

#### 二 指定管理者となる団体の名称

福山市西町二丁目一〇番一号

公益社団法人 福山観光コンベンション協会

#### 三 指定の期間

令和六年四月一日から

令和十一年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県宮鞆町鍛冶駐車場の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四  
四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

## 県第百十四号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島港、尾道糸崎港及び福山港における指定管理施設である港湾施設（小型船舶特定係留施設を除く。）の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求め。

令和五年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 一 公の施設の名称

広島港、尾道糸崎港及び福山港における指定管理施設である港湾施設（小型船舶特定係留施設を除く。）

#### 二 指定管理者となる団体の名称

広島市南区宇品海岸一丁目一三番一三号  
株式会社 ひろしま港湾管理センター

#### 三 指定の期間

令和六年四月一日から

令和十一年三月三十一日まで

(提案理由)

県が管理者である広島港、尾道系崎港及び福山港における指定管理施設である港湾施設(小型船舶特定係留施設を除く。)の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百十五号議案

総合行政通信網再編整備事業の費用の一部の負担  
を受益市町に求めることについて

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第二十七条第一項の規定により、次のとおり総合行政通信網再編整備事業のうち広島県総合行政通信網再編整備工事（衛星系）に要する費用の一部の負担を利益を受ける市町に求めることについて、同条第二項の規定により、県議会の議決を求める。

令和五年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業	負担基準	受益市町
広島県総合行政通信網再編整備工事（衛星系）	事業費の二分の一に相当する額	市町

(提案理由)

総合行政通信網再編整備事業のうち広島県総合行政通信網再編整備工事(衛星系)に要する費用の一部の負担を受益市町に求めるため、県議会の議決を求める。

県第百十六号議案

当せん金付証券の発売総額について

当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第四条第一項の規定により、令和六年度に発売できる当せん金付証券の発売総額について、次のとおり県議会の議決を求めらる。

令和五年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和六年度に発売できる当せん金付証券の発売総額は、次のとおりとする。

一三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円以内

(提案理由)

令和六年度に発売できる当せん金付証券の上限額を定めるため、県議会の議決を求める。